

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：船舶運航計画の届出（一般旅客定期航路事業）（指定区間に係るものを除く）
- ② 手続根拠：
 - ・海上運送法第6条
 - ・海上運送法施行規則第3条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業の事業を営もうとする者（指定区間を含む航路において事業を営む場合を除く）
- ④ 提出時期：運航を開始する日まで
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(5)に係る事項を記載し、航路の拠点を所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1)住所及び氏名
 - (2)運航日程及び運航時刻
 - (3)旅客、手荷物、小荷物、自動車（自動車航送をする場合に限る。）及び貨物（貨物運送をする場合に限る。）の使用旅客船ごとの最大搭載数量
 - (4)運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季
 - (5)運航開始予定期日
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申請書様式：なし
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による